

○固定資産評価基準 昭和57年12月28日適用【部分掲載】 (No.13 昭和57年12月28日告示第244号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)
昭和39年01月25日	自治省告示第 3号・一部改正	(現No.02)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一) ※償却資産のみ
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加：昭和46.12告示第236号)

第3節 宅地

第4節 塩田

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地等

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産にかかる評価の特例

第5節 経過措置 (追加：昭和47.12告示304号)

第1章 土地 (略)

第2章 家屋 (略)

第3章 償却資産【略】

別表第1～別表第2 (略)

別表第3 画地計算法

1 画地計算法

各筆の宅地の評点数は、各筆の宅地の立地条件に基づき、路線価を基礎とし、次に掲げる画地計算法を適用して求めた評点数によつて付設するものとする。

(1) 奥行価格逓減割合法

(2) 側方路線影響加算法

(3) 二方路線影響加算法

(4) 三角地評点算法

(5) 不正形地、無道路地、袋地等評点算法 (一改：昭和57.12告示244号)

2 画地の認定 (略)

3 奥行価格逓減割合法 (略)

4 側方路線影響加算法 (略)

5 二方路線影響加算法 (略)

6 三方又は四方において路線に接する画地の評点算法 (略)

7 三角地評点算法 (略)

8 不整形地、無道路地、袋地等評点算法 (一改：昭和57.12告示244号)

不整形地、無道路地 (路線に接しない画地をいう。以下同様とする。)、袋地等については、その形状等

に応じ、次によつて評点数を求めるものとする。

(1) 不整形地の評点算法 (略)

(2) 無道路地の評点算法

原則として、実際使用している路線に接する土地とあわせて算出した評点数から、無道路地以外の土

地に相当する評点数を控除して算出した評点数を基礎とし、その無道路地の近傍の宅地との均衡を考慮

して、その三割以内の評点数を控除した評点数によるものとする。(一改:昭和57.12告示244号)

(3) 袋地等の評点算出法

袋地及び間口の狭小な画地、奥行が長大な画地又は奥行が短小な画地(不整形地、無道路地、三角地及び逆三画地は除く。)については、それぞれ「間口狭小補正率表」(附表5)「奥行長大補正率表」(附表6)又は「奥行短小補正率表」(附表7)によつて求めた補正率によつて、その評点数を補正するものとする。この場合において、画地の地積が大きい場合等にあつては近傍の宅地の価格との均衡を考慮し、それぞれの補正率表に定める補正率を修正して適用するものとする。

崖地等で、通常の用途に供することができないものと認定される部分を有する画地については、当該画地の総地積に対する崖地部分等通常の用途に供することができない部分の割合によつては、「崖地補正率表」(附表8)を適用して求めた補正率によつて、その評点数を補正するものとする。

(一改:昭57.12告示244号)

- 附表1 奥行価格逓減率表 (略)
- 附表2 側方路線影響加算率表 (略)
- 附表3 二方路線影響加算率表 (略)
- 附表4 三角地補正率表

(1) 角度補正率表

最小角	10度未満	10度以上15度未満	15度以上20度未満	20度以上30度未満	30度以上45度未満	45度以上70度未満
底角	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.97
対角	0.75	0.81	0.86	0.90	0.93	0.95

(注) 逆三角地及び無道路地の三角地補正は、最小角が底角の場合であつても、対角の場合の補正率を適用するものとする。(一改:昭和57.12告示244号)

(2) 面積補正率表 (略)

- 附表5 間口狭小補正率表 (略)
- 附表6 奥行長大補正率表 (略)
- 附表7 奥行短小補正率表 (略)
- 附表8 崖地補正率表 (略)

別表第4～別表第15 (略)

参考: 告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続の一部を改正する件
(昭和57年12月28日 自治省告示第244号)

自治省告示第二百四十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
昭和五十七年十二月二十八日 自治大臣 山本 幸雄

第3章第4節一2中「第43条から第49条まで、第51条又は第51条の2」を「第42条の4第1項、第43条又は第45条から第51条まで」に、「第52条の4」を「第52条の3」に改める。

別表第31中「不整形地、盲地、袋地等評点算出法」を「不整形地、無道路地、袋地等評点算出法」に改め、同表8中「不整形地、盲地、袋地等評点算出法」を「不整形地、無道路地、袋地等評点算出法」に、「盲地、袋地等については」を「無道路地(路線に接しない画地をいう。以下同様とする。)、袋地等については」に、「盲地の」を「無道路地の」に、「盲地以外」を「無道路地以外」に、「盲地、三角地」を「無道路地、三角地」に改め、同表の附表4中「盲地」を「無道路地」に改める。